

## ■ 準則の「備考」の計算式(単一業種)

(昭和49年6月28日以前に設置された既存工場が生産施設を増設される場合、以下の計算式により規定に適合する生産施設面積、緑地面積及び環境施設面積を算定します。)

### (1) 生産施設

$$[P \geq \gamma(S - \frac{P0}{\gamma\alpha}) - P1]$$

#### 説明

P → 当該変更に係る生産施設の面積

γ → 当該既存工場等にかかる生産施設面積率

S → 当該既存工場等の敷地面積

P0 → 昭和49年6月28日に設置済の生産施設面積設置工事が行われている生産施設面積の合計

α → 当該既存工場等にかかる生産施設用敷地計算係数

P1 → 昭和49年6月29日以後に生産施設面積の変更が行われた場合におけるその変更に係る面積の合計

### (2) 緑地

$$[G \geq \frac{P}{\gamma} (X - \frac{G0}{S})]$$

#### 説明

G → 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P → 当該変更に係る生産施設の面積

γ → 当該既存工場等にかかる生産施設面積率

X → 当該既存工場等にかかる緑地面積率

S → 当該既存工場等の敷地面積

G0 → 当該変更に係る届出前に設置されている緑地面積の合計のうち昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設面積変更に伴い最低限設置することが必要な緑地面積の合計を超える面積

### (3) 環境施設

$$[E \geq \frac{P}{\gamma} (Y - \frac{E0}{S})]$$

E → 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P → 当該変更に係る生産施設の面積

γ → 当該既存工場等にかかる生産施設面積率

Y → 当該既存工場等にかかる環境施設面積率

S → 当該既存工場等の敷地面積

E0 → 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設面積の合計のうち昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設面積変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設面積の合計を超える面積

#### 【備考】

- ・計算は小数点第5位を四捨五入すること。
- ・兼業の場合は、別途計算式があります。